

個人情報取扱特記事項

長崎県（以下「甲」という。）が長崎県ビジネス支援プラザ条例（平成26年長崎県条例第30号、以下「条例」という。）第3条の規定に基づき指定する指定管理者（以下「乙」という。）は、条例第4条の指定管理者の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うため個人情報を取り扱う場合は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号、以下「個人情報保護条例」という。）第11条第4項の規定により、つぎの事項を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、指定管理業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲が指示したときを除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を、業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲が承諾したときを除き、指定管理業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、指定管理業務による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、指定管理業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、指定期間の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙が指定管理業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(罰則)

第12 (1) 業務に従事していた者が在職中又は退職後に行った行為に対する刑罰

① 指定管理業務に従事している者又は従事していた者（以下「従業員等」という。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。（長崎県個人情報保護条例第63条）

② 従業員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前述のものを除く。）を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（同条例第64条）

③ 従業員等が、業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（同条例第65条）

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

従業員等が行った(1)の行為については、乙に対しても、(1)に掲げられた罰金刑が科せられる。